

■4条1項11号

不服 2025-011819

<本願商標>

L U T Y

第3類「シャンプー，せっけん類，ヘアトリートメント，ヘアオイル，化粧品，家庭用帶電防止剤，家庭用脱脂剤，さび除去剤，染み抜きベンジン，洗濯用柔軟剤，洗濯用漂白剤，かつら装着用接着剤，洗濯用でん粉のり，洗濯用ふのり，つけまつ毛用接着剤，口臭用消臭剤，動物用防臭剤，塗料用剥離剤，靴クリーム，靴墨，つや出し剤，歯磨き，香料，薰料，研磨紙，研磨布，研磨用砂，人造軽石，つや出し紙，つけづめ，つけまつ毛」

<結論>

本件審判の請求は、成り立たない。

<原査定理由>

引用商標：ルーティ

第3類「せっけん類，香料類，化粧品，歯磨き」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 商標法第4条第1項第11号該当性について

ア 本願商標について

本願商標は、・・・、「L U T Y」の欧文字を横書きしてなるところ、当該文字は、一般的な辞書等に載録されている語ではなく、本願の指定商品との関係において特定の意味合いを表す語として知られているとも認められないものであるから、一種の造語として理解されるものである。

また、特定の意味合いを有しない欧文字については、我が国で親しまれた英語又はローマ字の発音方法に倣って称呼するのが自然であり、本願商標からは、その構成文字に相応して、「ルーティ」又は「ルティ」の称呼を生じるものである。

そうすると、本願商標は、「ルーティ」又は「ルティ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

イ 引用商標について

引用商標は、「ルーティ」の片仮名を横書きしてなるところ、「ルーティ」の称呼を生じ、また、当該「ルーティ」の文字は、一般的な辞書等に載録されている語ではなく、その指定商品との関係において特定の意味合いを表す語として知られているとも認められないものであるから、一種の造語として理解され、特定の観念を生じないものである。

そうすると、引用商標は、「ルーティ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

ウ 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標とを比較すると、外観については、欧文字の「LUTY」と片仮名の「ルーティ」であって文字種が相違するものの、商標の使用において、その構成文字を同一の称呼が生じる範囲内で文字種を相互に変換して表記することが一般的に行われていることに鑑みれば、本願商標と引用商標は、それぞれの文字を置き換えたものとして、取引者、需要者に認識される場合も少なくないものであるから、両者における文字種の相違が出所識別標識としての外観上の顕著な差異として強い印象を与えるとまではいえないものである。

そして、称呼については、「ルーティ」の称呼を共通にするものであり、観念については、いずれも特定の観念を生じないものであるから、観念において比較することができない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較できないとしても、外観上の差異が強い印象を与えるものとはいはず、称呼を共通にするものであり、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は互いに紛れるおそれのある類似の商標というべきである。

エ 本願の指定商品と引用商標の指定商品との類否について

本願の指定商品中、「シャンプー、せっけん類、ヘアトリートメント、ヘアオイル、化粧品、歯磨き、香料、薰料」は、引用商標の指定商品である第3類「せっけん類、香料類、化粧品、歯磨き」と同一又は類似の商品である。

才 小括

上記アないしエによれば、本願商標は、引用商標と類似する商標であつて、かつ、本願の指定商品は、引用商標の指定商品と同一又は類似のものである。

したがつて、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当する。

(2) 請求人の主張について

請求人は、本願商標のように特定の観念を有しない欧文字の造語は、我が国において親しまれている英語等の発音に倣つて称呼されるのが一般的であることから、本願商標からは、「l u c k y (ラキー)」、「f u n n y (ファニー)」、「l u n c h (ランチ)」等の慣れ親しんだ既存語の発音に倣い、自然と「ラティー」の称呼が生じるものであるほか、ローマ字風に称呼された場合には「ルティー」、文字間隔が広い外観によって構成文字を1文字ずつ区切つて称呼された場合には「エルユーティーワイ」の称呼が生じることもある旨主張する。

しかしながら、上記(1)アで述べたとおり、本願商標を構成する「L U T Y」から「ルーティ」の称呼を生じるのは自然であるといえ、仮に、請求人が主張する他の複数の称呼が生じるとしても、同人の上記主張をもつて本願商標から「ルーティ」の称呼を生じることが否定されるものではなく、上記(1)ウの判断を左右するものでもない。

したがつて、請求人の上記主張は、採用することができない。

(3) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することはできない。

よつて、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「L U T Y」と引用商標「ルーティ」は、観念において比較できないとしても、外観上の差異が強い印象を与えるものとはいはず、称呼を共通にするものであり、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は互いに紛れるおそれのある類似の商標というべきである、と判断されました。

今回の事件も、最近よく取り上げている「称呼が同一で文字種が異なる商標の類否」が争われたケースの一例といえます。

最近の審決における判断傾向に基づけば、『本願商標「LUTY」からは「ルティ」、「ルーティ」、「エルユウティワイ」といった複数の称呼が生じ、これらの称呼の一つが引用商標「ルーティ」から生じる称呼と共通するとしても、その他の称呼において明瞭に聴別できるものであって、観念において比較できないものであり、外観においては明確に区別できるものであるから、両商標が与える印象、記憶等を総合してみれば、これらは誤認混同を生じるおそれのない非類似の商標である』と判断されそうにも思われますが、本審決では、両商標は類似の商標であると判断された次第です。

この点、請求人も同様の主張をしたようですが（ちなみに、請求人は「LUTY」からは「ラティー」の称呼をも生じ得ると言っています）、バッサリと切り捨てられています。

L U (4) T Y

なお、請求人は、商標「」（商願 2024-28010 号）も出願しており、これについても同様の理由で拒絶査定がされたため、審判請求をしておりますが（不服 2025-011818）、こちらの審決でも、引用商標「ルーティ」と類似するとの判断がなされております。この審決の判断については、最近の審決にしてはかなり厳しいように思われます。

ちなみに、インターネットで調べてみると、請求人は本願商標「LUTY」の読みを「ルーティー」として使用しているように見受けられます。仮に、本審決で本願商標「LUTY」と引用商標「ルーティ」が非類似と判断されたとしても、「ルーティー」についてまで請求人が安全に使用できることが保証されるわけではありません。そして、現代のようなネット時代において、アルファベット商標を使用する場合に、その読み方を表記せずに実際にビジネスを行なえるとは到底思えません。

近年の特許庁の審決では、称呼が同一で文字種が異なる商標が非類似であると判断されることが少なくありませんが、このようなビジネスの現場というか、事業者（主に、請求人及び引用商標の権利者）による実際の商標の使用やそれらの影響のことまでちゃんとを考えているのかと、個人的によく疑問に思っておりました。そこで混乱が生じれば、最終的に被害を受けるのは需要者なのですから、「需要者の利益の保護」という商標法の目的にも反します。

このような点で、本審決の判断は、最近の審決の判断傾向に基づけば厳しいという印象はあるものの、結論としては妥当であり、良い流れになってきたと個人的には思います。

（弁理士 永露 祥生）
<2026年1月25日>